

平成 23 年度

愛媛県後期高齢者医療広域連合
定期監査結果報告書

愛媛県後期高齢者医療広域連合監査委員

媛広連監第6号
平成24年2月6日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長 野 志 克 仁 様
愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議長 寺 井 克 之 様

愛媛県後期高齢者医療広域連合

監査委員 清 水 一 夫

監査委員 石 橋 寛 久



平成23年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告について決定し、次のとおり提出します。

目 次

定期監査結果報告	1
総 務 課	2
事 業 課	2
会 計 課	4
議 会 事 務 局	4
監査委員事務局	4
選挙管理委員会事務局	4

定期監査結果報告

1. 監査の対象及び期間

平成23年度歳入歳出予算の執行並びに関連ある事項を次の各課等について下記のとおり対象期間及び監査期間をもって実施した。

監査対象	対象期間	監査期間
総務課	平成23年4月1日から 平成23年10月31日まで	平成23年11月24日から 平成23年12月26日まで
事業課	〃	〃
会計課	〃	〃
議会事務局	〃	〃
監査委員事務局	〃	〃
選挙管理委員会事務局	〃	〃

2. 監査の方法

上記各課等から資料の提出を求め関係職員から事情を聴取し、併せて関係諸帳簿並びに書類等について調査するとともに、現地調査を実施し、監査を行った。

また、関連ある事項については、対象期間外にわたるものも監査した。

3. 監査の結果

次のとおりである。

なお、文中で特に説明のない数値は平成23年10月31日現在のものである。

総 務 課

1. 収入事務について

1) 事務費負担金

事務費負担金は 20 市町からの共通経費負担金であり 306,817 千円となっている。これらの収入事務について収納済通知書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2. 歳出予算の執行状況について

1) 一般会計

歳出予算の執行額は 7,278 千円となっており、これらの支出事務について支出負担行為書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2) 後期高齢者医療特別会計

歳出予算の執行額は 383 千円となっており、これらの支出事務について支出負担行為書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

3. 有価証券等の保管状況について

有価証券等の保管状況について調査したところ、適正に保管されていた。

4. 備品の管理状況について

備品の管理状況について抽出調査をしたところ、適正に管理されていた。

事 業 課

1. 保険料の賦課収納事務について

1) 賦課事務

保険料の賦課状況は 10,163,572 千円となっており、これらの賦課事務について保険料台帳等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2) 収納事務

保険料は各市町が徴収し、保険料負担金として広域連合に納付されている。これらの収納事務について収納済通知書等関係書類を調査したところ、次の点が見受けられた。

・収入未済の解消について

保険料の収納率は98.1%で前年同期に比べて0.4ポイント向上しているものの、滞納繰越分の収入未済額は67,351千円（収納率35.9%）となっており、依然として多額の収入未済が見受けられた。

今後においても、運営主体として市町との連携を強化し、早期の収納対策に取り組むことにより、一層の収納率向上と収入未済額の解消に努められたい。

2. 不当利得の求償事務について

不当利得の返納金は3,127千円となっており、これらの求償事務について収納済通知書等関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

・収入未済の解消について

不当利得の求償事務については、交渉記録等の記載、納付相談、督促・催告の早期実施など収納対策に取り組まれてはいるものの、収入未済額は4,143千円（収納率43.0%）となっており、多額の収入未済が見受けられた。

これを放置しておくことは、負担の公平の観点から問題があると思われるので、不当利得案件の早期対応や滞納者への働きかけを強化するなど、収納率向上と収入未済額の解消に努められたい。

3. 保険給付費の支出事務について

1) 高額療養費

高額療養費の支給状況は4,059,787千円となっており、これらの支出事務について支給申請書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2) 高額介護合算療養費

高額介護合算療養費の支給状況は139,519千円となっており、これらの支出事務について支給申請書等関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

・支給誤りの再発防止について

高額介護合算療養費は医療費の自己負担額より算出しているが、平成20年度及び21年度分の当該療養費において、この自己負担額には含まれない第三者行為（交通事故等）の求償分（第三者負担分）を含めて計算していたため、一部の被保険者（20年度分：6市4町の18世帯30名1,126千円、21年度分：5市2町の9世帯15名117千円）に過大に支給していた。（10月7日報道発表）

今後においては、第三者行為による医療費分については随時第三者負担分を把握し、被保険者の正しい自己負担額を管理するとともに、療養費計算時のチェック体制を強化するなどの再発防止に取り組み、適正な療養費支給に努められたい。

会 計 課

1. 歳出予算の執行状況について

歳出予算の執行額は591千円となっており、これらの支出事務について支出負担行為書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2. 預金通帳等の保管状況について

預金通帳等の保管状況について調査したところ、適正に保管されていた。

議 会 事 務 局

1. 歳出予算の執行状況について

歳出予算の執行額は136千円となっており、これらの支出事務について支出負担行為書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

監 査 委 員 事 務 局

1. 歳出予算の執行状況について

歳出予算の執行額は39千円となっており、これらの支出事務について支出負担行為書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

1. 歳出予算の執行状況について

歳出予算の執行額は51千円となっており、これらの支出事務について支出負担行為書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。